



知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者が もつフォビアとその解消 : 女性セックスワーカーに 内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ

石黒, 慶太

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 15(2):1-18

(Issue Date)

2022-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013198>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013198>



知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消 —女性セックスワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ—

Phobia and Elimination of Non-Disabled Females for Sexual with Adult Males with Intellectual Disabilities

—From Disgust That Female Sex Worker Has to De-normative / Cross-Border Alliance —

石黒 慶太*

Keita ISHIGURO*

要約：本論は、女性セックスワーカーであるA氏の認識が変容した場面に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消がどのように変容したのかについて考察を試みた。結果、A氏は男性客と協働して非日常性と分かち難く結びついている虚構性を創ることで、セックスワーカーの役割を果たしているということを男性客は理解できると考えるからこそ、安心して性行為が可能になる。しかし、知的障害のある成人男性は、妊娠等のリスクを想起させるため、フォビアの対象として正当化される。そして、男女間の性行為には権力関係の構造があることに加え、知的障害のある成人男性の性的欲求は妊娠等のリスクを男性健常者以上に想起させる。しかしA氏は、当事者から聞いた母親の発言により、男性健常者の性的欲求と同質であるという認識に変容し、同じ被差別者としての同一性を見出した。また、自己のマジョリティ性に気づき、「自分らしくいられる」という感覚を得ることを条件とした「脱規範・越境的連帯」で同じ性的な自由を奪われている存在として、知的障害のある成人男性を自分事として捉え、性的な自由の獲得のために、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったと示唆された。

キーワード：知的障害のある成人男性、セックスワーカー、フォビア、マイノリティ/マジョリティ、脱規範・越境的連帯

1 はじめに

1-1 周縁化された者同士の間で交わされる性行為

1) 逸脱者として扱われる女性セックスワーカー

昨今、社会的弱者に関する議論は活発化しており、さまざまな分野から議論が行われている。また、これまで他者が差別や排除を被っていることについて、関心がなかったマジョリティが、他人事ではなく我が事として捉えるようになり、差別や排除の対象となっているマイノリティと協働し、社会変化を求めて運動している様子がメディアでも頻繁に伝えられるようになった。例えば、黒人やLGBTQに対する差別などが挙げられるだろう。これらと同様に、我が国において現在も差別や排除の対象となっており、社会規範が強く影響しているものとして女性差別が挙げられる。

当然、女性差別はジェンダーからの視座のみならず、セクシュアリティの視座も含んでおり、ジェン

ダーとセクシュアリティは切り離せない。女性差別がセクシュアリティの視座を含むということは、女性がもつセクシュアリティは男女間において、対等ではない不平等な差異が存在していることを示す。その代表が、セックスワークであると主張する研究者がいる。

セックスワーク否定論者である中里見は、「男女の平等を『性』の領域にまで広げる—つまり男女の『性的平等』を求める—ジェンダーの視座からは、女性の性売買は重大な性の不平等 (sex inequality) であり、かつ性売買の中でこそ女性および男性が最もジェンダー化されるため、性差別 (gender discrimination) を再生産する巨大な社会制度であると捉えられよう。女性の性売買が性的不平等と性差別の一大システムであるならば、女性への暴力 (gender-based violence) が今日後を絶たない、唯一のではないが最も深刻な原因として、女性の性売

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程

(2021年9月16日 受付)
(2022年1月24日 受理)

買が社会的に許容されていることがあるのではないかと疑うことには合理性がある」と述べている(2007,p.41)。つまり中里見は、男女の性的平等性が実現することに加え、ジェンダーに基づく男女の性差別が無くなるためには、女性セックスワーカー¹⁾という存在の消失が必須になるということを主張しているのだ。

また、家父長制に基づいた性の認識は、女性の平等意識が高まると、多くの批判に晒されるようになった。しかし、元々男性中心的な基準によって構成される社会は、これらの批判を無視できなくなってきた時、議論の矛先を変えるため、愛情が伴う場合のみ性行為を許すという前提つきで、愛情に関する部分開放を行い、性行為と愛情の切り離しを行った。その結果、人々の関心は愛情にのみ向けられ、それは女性の人権獲得運動が盛んになっても続き「愛のない結婚は売春と同じ」というレトリックのもので、ウーマン・リブが行った「性の商品化」の言論にまで引き継がれていった(柳原,2001,p.49)。性の商品化の視点は、男性が自らの性的欲求を解消するために、女性をモノとして使用していることに気づかせる装置となり、女性に対するあらゆる抑圧を男性自身に省察させると同時に、男性が女性に対してもつ権力性にも自覚的になることを促すといえるだろう。

しかし、そうすると、自らの意思で主体的にセックスワークをしている女性セックスワーカーは、ジェンダーやセクシュアリティに基づく男女の性差別の解消を阻害する存在として、また、性の商品化を促す存在として扱われてしまうことから、本来は社会に存在しない方がいい逸脱者として認識されてしまう。

逸脱とは、行動それ自体に属する性質ではなく、ある行為の当事者とそれに反応する人びととのあいだの相互行為に属する性質なのである(ベッカー,2006[1963],p.24)。例えば、大麻を使用することや無免許で車を運転することは、法によって禁じられており、見つければ法によって裁かれ、逸脱者として扱われる。また、法によって裁かれなくても、周囲の人たちの規範意識や文化意識によって逸脱者として扱われることはある。そういったことからしても、セクシュアリティの視座からすれば、女性セックスワーカーは、周囲の人たちの規範意識や文化意識にもよるが、男女の性的対等性やジェンダーに基づく男女の性差別の解消を阻害する逸脱者として扱われてしまうのだ。そのため、女性セックスワーカーは、社会から周縁化されやすい存在といえる。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求を周縁化する社会

性暴力やセクシュアルハラスメントという言葉を知った際、女性から男性や同性間でのことではなく、男性から女性に向けられる行為であると想起する(してしまう)。これは、性暴力や痴漢、セクシュアルハラスメントは男性のもつ性的欲求と結びついており、性的欲求をめぐる加害性/被害性という構図において、男性は加害者であり、女性は被害者であるという前提が存在しているからだろう。具体的に述べれば、満員電車で痴漢という疑いをかけられないために両手で吊革を握りしめている男性がいる。これは、周囲の女性を性的対象として見ていないことの表明であり、それによって生じる社会的制裁を回避する手段として機能していると考えられる。つまり、男性の性的欲求が社会的な意味において、暴力性を含むことなく、また逸脱したものではないと周囲から認識されるためには、女性から告発される可能性のあるものから逃れることが必須となる²⁾。これは、男性の性的欲求に内在する暴力性と女性に対する加害性というものが分かち難く結ばれており、男性のもつ性的欲求はコントロールされなければならないという社会規範が存在していることを示しているといえる。

日本の中学校における性教育の現状を調査した橋本ら(2011)は、年間計画の有無に関係なく、中学校では「思春期の身体の変化」、「妊娠・生命の誕生」、「性感染症」という項目が8割以上で実施されていることを述べている。しかし、この調査に加えて古賀ら(2015,p.116)は、「障害のある児童生徒では『排泄・着替えの仕方』や下着を見せないという『身だしなみ』の指導等を学齢期にきちんと行っていないと、子どもが大人になったときに性に関する問題行動としてあらゆる問題が顕在化してくる可能性がある。このように特別支援学校においては性教育を広義に捉え、将来に向けて指導していくことが必要である」と述べている。

また西原(2013)は、正規教育現場における教員の裁量権について七生養護学校事件から検討しているが、そのなかで「知的障害児を対象とした場合、性教育に関する周囲の合意調達はさらに難しくなる。健常児の教育において用いられるような抽象的な言葉によって倫理観に訴えかける指導では、障害児にとり、自らの性欲をコントロールするために十分な理解を得られないことが少なくない。そのため、健常児との関係では曖昧化され得るメッセージ性が障害児にとっては顕在化せざるを得ず、その倫理的正当性をめぐる緊張関係は必然的に高まる」(西原,2013,p.42)と、知的障害児に対する性教育の困難性を述べ、続けて「知的障害児は、自らの心と体を守るために、性的発達を適切な形でリードする性教育に依存している。それがなければ、知的障害児

たちは、簡単に性犯罪の被害者になり、加害者になる。そうした形で自らを傷つけるような行動へ誘惑されていくことを防ぐことは、周囲にいる大人たちの当然の責任であり、必然的な教育課題である」(西原,2013,pp.42-43)と述べている。

たしかに、西原が述べている通り、知的障害児に対する性教育は学習指導要領においても明確に示されておらず、教員個人の性に対する価値観に大きく依拠しているといえるだけに、正規教育現場において、性教育を実施する際には児童・生徒と教員に加え、教員同士や教員と保護者間での緊張関係は必然的に高まるといえる。知的障害児に対する性教育をめぐっては緊張関係が生じるものの、西原が指摘する通り、個々に応じた性的発達を適切な形でリードする性教育によって、性犯罪の被害者や加害者になることから逃れる手段や方法にも繋がると考えられる。

しかし、西原が指摘する「適切な形」は当然、基準が設けられた明確なものではない。つまり現場の教員が知的障害児に対する性教育の必要性を感じて性教育を実施した後、その子どもが発する発言や行動が保護者や周囲によって「不適切」と判断されれば、その性教育は「適切な性教育」ではなく、問題行動を生起させる「不適切な性教育」になる可能性があるのだ。性教育は、他の教科と異なり事前に「適切な形」であるのか、「不適切な形」であるのかという予測をもちにくい。教員は性教育の必要性を感じていながらも、周囲から「不適切」な性教育を実施したと判断され、責任を負うことがないように、知的障害児に対する性教育が健常者にとって危険なものとして認識されない範囲に収めるという視点で捉えられてしまっていることは否定できない。

この様に、正規教育現場においても健常者によって障害のある児童・生徒のあらゆる性が問題行動と結びつけられるということは、障害のある児童・生徒が主体的に表出する性は、健常者によって問題行動として解釈され、その都度、指導や矯正の対象になるということである。この視点は、将来にわたって、障害者の性は顕在化せずに潜在化し、健常者の下で不可視化され続けることが望ましいという社会規範を設けることに繋がっていく。

当然、このような社会規範の下では、そもそも性的欲求をコントロールすること自体が困難だという前提をもたれやすい知的障害のある成人男性は、身体障害者や精神障害者よりも健常者によって恣意的に性的欲求が喚起されないように指導されたり、そもそも性的欲求自体が存在しない無垢な存在として扱われたりする。健常者から発せられる「寝た子を起すな」には、そういった意識の表明と、健常者間における同調の現れだといえる。

しかし、それは別の視点から捉えれば、知的障害

のある成人男性の性的欲求は、健常者にとってフォビアの対象として捉えられており、健常者は知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、どのような眼差しをもち合わせながら、繋がっていけばいいのか未だに検討がついていないということだと考えることもできる。これまで、知的障害者の性的欲求については、健常者の視点から述べられているが、それは、これまで述べた社会規範に沿った社会的強者である健常者と社会規範から外れたと認識される(認識されてしまう)社会的弱者の視点から述べられたものである。この視点から述べるのが、知的障害のある成人男性の性的欲求をフォビアの対象として捉え、如何にして潜在化するかに終始してしまったり、反対に権利で保障されているということだけを取り上げ、社会における障害者の性的欲求を認めていくことを主張することに留まっていたりするのであれば、両者の溝は埋まるどころか、むしろ対立の構造が構築され、結果として、社会的弱者がますます周縁化されてしまう危険性がある。そうならば、ここで一度、周縁化された者の間で知的障害のある成人男性の性的欲求がどの様に捉えられ、それが具体的に変容した場面に焦点を当ててみることも必要となる。この周縁化された者同士における知的障害のある成人男性の性的欲求に焦点を当てることは、社会的強者である健常者が捉えていた知的障害のある成人男性の性的欲求を捉え直すことに繋がる契機になると考えられる。

そこで、本論では、客として訪れた知的障害のある成人男性を対応した女性セックスワーカーの事例を取り上げ、女性セックスワーカーが知的障害のある成人男性をフォビアの対象として捉えずにはいられなかったのは何故か。そして、その状況から解放され、女性セックスワーカーが自分に内在していた差別性を自覚し、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会が認識を改める必要があるという考えに至った契機は何だったのかについて焦点を当て、考察していく。

これまで述べてきた通り、社会においては、知的障害のある成人男性の性的欲求も、女性セックスワーカーも周縁化されており、その領域に触れることはタブーとされている。しかし、そもそも周縁化されていない健常者がタブーを構築しているのであれば、周縁化された者の間で交わされるアクチュアリティに焦点を当てるのが、タブーの構造を崩す一石になると考えられ、その両者の間で交わされた知的障害のある成人男性の性的欲求について考察していくことが本論のポイントとなる。

1-2 本論の目的

このように本論で中心的に扱うのは、社会におい

て周縁化されている知的障害のある成人男性の性的欲求が、何が要因となり、女性セックスワーカーからフォビアの対象として扱われてしまうのか。また、フォビアの対象として扱われている知的障害のある成人男性の性的欲求は、何を契機としてフォビアの対象ではなくなり、女性セックスワーカーから肯定的に容認され、理解されていったのかということについてである。本論は、女性セックスワーカーである A 氏の知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識や、その認識について変容した場面に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消がどのように変容したのかということについて考察する。

女性セックスワーカーは、社会的に容認されにくい、社会的に周縁化されやすい。そういった意味において、知的障害のある成人男性と同じである。社会から周縁化されやすい両者の間で生起するフォビアが解消される過程に注目することは、単純化された健常者 / 障害者というマジョリティ / マイノリティの枠組みを越えたものであり、本論の珍しい事例のみで一般化できるものではないが、この視点から知的障害のある成人男性の性的欲求について検討していこうとする点が、本論の特色である。

1-3 研究方法—エピソード記述—

本論では、鯨岡 (2010) が提唱した「エピソード記述」に基づいた研究方法を活用し、女性セックスワーカー A 氏が働く店に客として訪れた知的障害のある成人男性との性行為に対して、女性セックスワーカーがもったフォビアとそのフォビアの解消場面のナラティブに焦点を当て、当事者の実相に迫った考察を行う。

女性セックスワーカーは男性との性行為を仕事としているものの、客として訪れる男性は健常者であるという前提が設けられているとすれば、客として訪れた知的障害のある成人男性の性的欲求を目の当たりにした際、女性セックスワーカーは、男性健常者とは異なる感情が生起すると考えられる。つまり、これまで知的障害のある成人男性と性行為をしたことがなかった女性セックスワーカーは、知的障害のある成人男性から性的欲求を向けられた瞬間、その性的欲求に対して、女性セックスワーカーは男性健常者の性的欲求とは異なる意味づけをするのではないだろうか。

知的障害のある成人男性の性的欲求に対して生起する女性セックスワーカーの感情や、その変容を考察していくことは、日常の生活世界から疎外された人と人との関係の形成に眼差しを向けることであり、また、男性健常者中心主義社会ともいえる構造

の枠組みを崩す一石にも繋がると考えられる。

本論で用いるエピソード記述の特徴について、鯨岡 (2010, p.14) は、「エピソード記述は単なる文章作成の技法論ではなく、相手にどのように接するのかという対人関係の機微に通じなければ、また関わっている自分の姿を自ら外側から眺めるという視点をもたなければ (単に自分の内面に生じた思いを描くのではなく)、エピソードそのものが描けないことが分かるはずです」と述べている。つまりエピソード記述は、他者との関わりの場面を通して生じたその時、その瞬間に感じたエピソードを記述した単なる記録や日誌ではなく、どのような価値観や規範意識に立脚して自分がそのように感じたり、理解してしまったりしているのか、自分自身を俯瞰しながら対象化することを必須とする。それによって読み手は、書き手の記述を個人的なものではなく、読み手自身も含んだ社会的なものとして記述を読むことができる。

本論で扱う女性セックスワーカーは唯一無二の存在であり、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してもったフォビアやその変容は数量的・実証的アプローチによって再現可能なものではない。ことさら他者との性行為や他者から自分に向けられる性的欲求は、社会規範の影響を受けることは必須であり、研究者の無自覚な価値観や規範意識による意味づけが影響されることが危惧されるテーマである。これまで述べてきたことから、本論で扱う内容は、エピソード記述が有効だと考えられる。

よって本論においては、鯨岡のエピソード記述による考察を行う。また、本論のエピソード記述では、< 背景 >、< 考察を含むエピソード >、< メタ考察 > の 3 段階で構成した。

1-4 A 氏が筆者に語った A 氏自身について

本論での調査対象としたのは、セックスワーカーとして 18 年目になる 30 代後半の女性で、男性との性行為は楽しいものだと言及する A 氏の語りである。

A 氏は十代からセックスワーカーとして働いているが、祖母の看取りをキッカケに高齢者介護の仕事にも関心をもつようになり、高齢者介護の現場でも働くようになった。介護の仕事を通して、高齢者はまるで性的なことから切り離された子どものように扱われ、性的な言動は職員によってあらかじめ禁止されていることに違和感をもったという。A 氏自身、セックスワーカーとして働いていることもあり、性的な言動をする男性に対しては抵抗感をもたないどころか、女性に対して性的な欲求を示さない男性は不健康であると考えていた。

そういった高齢者介護の現場で働く同僚に対して

違和感をもちながらセックスワーカーとして働いていた時、明らかに知的障害のある成人男性が客として来店し、A氏がその男性客の対応をすることとなった。その際、A氏は、それまで性的な欲求を示す男性こそが健康的なのだと思っていたにも関わらず、知的障害のある成人男性を目の前にした瞬間、フォビアが生じたという。また数日後、別の知的障害があると思われる成人男性が客として来店した際、その男性客から「お母さんからお金を貰って来ました」と言われた瞬間、男性健常者の客にはもつことがなかった申し訳ないという感情が生じた。それ以降、知的障害のある成人男性の性行為がしたいという性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があるのではないかと思いはじめたという。このセックスワークを通じた知的障害のある成人男性との出会いが契機となり、A氏は障害者の性的欲求と社会とを繋ぐ一般社団法人を立ち上げ、当事者や支援者とともに、障害者の性的欲求をめぐる活動をしている。

1-5 倫理的配慮

聞き取り調査については、30代後半のセックスワーカーである女性A氏に調査趣旨及び調査協力及び学術論文の執筆に関して文書で了解を得た。また、インタビュー協力者である個人が特定できないように匿名化を行い、ナラティブに関しては、趣旨を損ねない程度に一部改変を加えている。さらに、筆者が所属している神戸大学大学院人間発達環境学研究科の研究倫理審査委員会による審査も通過し、承認(受付番号476)を得た。

2 A氏の知的障害のある成人男性との性行為をめぐるエピソードの記述とメタ考察

2-1 背景

筆者は、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体のメンバーとして活動している。その活動のなかでは、望まない妊娠がないように当事者に避妊具の紹介や使い方を説明したり、実際に本物の避妊具を触ってもらったりする学習の機会を設けている。例を挙げれば、ペニスの形をした模型にコンドームを装着する練習がある。

そういったことに関して、学習会に参加した当事者たちにとっては興味があったものの、正規教育場面では教えてもらえなかったということもあったためか、学習後のアンケートでは「また、この時に参加したい」や「初めてコンドームを触ることができて嬉しかった」という感想が多く、嫌悪感を示す記述はこれまでにない。

筆者が所属しているボランティア団体の姿勢としては、当事者に対して、交際や性行為をしてはなら

ないものだと教えることはしておらず、むしろ、これまで親や教師に教えてもらえなかったと思われる性に関する情報を積極的に伝えるようにしている。

学習会では、デートプランを考えてみたり、結婚した場合の生活費や福祉制度について説明したりする機会も設けているが、当事者にとっては性行為に関する話が何よりも新鮮であり、興味もあるように思われたので、スタッフの間でも、スタッフ自身が性行為そのものについて学んでいく必要があるのではないかという話があった。

その話があった数日後、ボランティア団体の代表者から、セックスワーカーとして働いている女性の知り合いがいるので、その女性から話を聞かないかという提案があった。その女性は、セックスワーカーとして18年目になる30代後半の女性A氏で、仕事で知的障害のある成人男性と性行為をした経験もあるということだった。筆者を含めたスタッフは、代表者の提案に賛成し、A氏の話聞くこととなった。

A氏の話は、感染予防のため、web会議ツールであるzoomを使用し、10時から12時までの2時間で話を聞くこととなった。まずA氏から、セックスワークにはいろいろな種類があることと、A氏はファッションヘルスという店舗型の店に勤めていることが説明された。その後、A氏は性行為が好きでセックスワーカーとして働いていることや、来店した知的障害のある成人男性との性行為の経験から、当事者が性行為場面から排除されていると感じ、当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思っているということを話してくれた。A氏は顔を隠すことなく、実名を名乗っていることから、プライドをもってセックスワークをしていることが筆者に伝わってきた。

その後、スタッフより意見や質問があったものの、それらは、当事者にとっては店の利用料金が高すぎるといったものや、来店する知的障害者の割合はどれくらいなのかというものであり、筆者の関心事であったA氏自身が当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった契機は何だったのかというものはなかった。筆者は、そのことについてA氏に質問をしようかと悩んだが、インタビューの終了時間が12時ということもあり、その場では質問せず、個別にA氏に質問をすることにした。

筆者は、ボランティア団体の代表者に個別に連絡をしてもいいか確認をしたところ、既に代表者がA氏に筆者の紹介をしていたということだったため、すぐにA氏にメールをし、個別に話を聞きたい旨を伝えたと、快諾をいただいた。

インタビューは、新型コロナウイルス感染予防のため、筆者とA氏の検温が37.0℃未満であることと、イ

ンタビュー開始直前にも検温し、37.0℃未満であることを確認した上で実施した。加えて、インタビュー中はマスクをつけ、インタビュー直前に筆者とA氏は手洗いをし、さらに、手指のアルコール消毒をすることとした。

この様な条件に加え、インタビュー内容が非常にデリケートなものであるため、語りの途中で気分が悪くなった場合はインタビューを中断する旨を伝えていたが、A氏から「むしろ話したい」という意向が伝えられた。実際、A氏は事前に約束していたインタビュー終了の予定時間を気にせず話し続け、筆者が途中で休憩を取らないかと提案した状況だった。

A氏の語りは、知的障害のある成人男性との性行為を通し、性的欲求を感じた場面での内容であった。本論で選んだ二つのエピソードは、A氏の語りを聞いた際の印象的な場面を抽出したものである。エピソード1では、顧客として来店した知的障害のある成人男性にフォビアが生じた場面を描写した。次に、エピソード2では、顧客として来店した別の知的障害のある成人男性の発言により、A氏が知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった変容場面を描写した。

2-2 エピソード1

まず初めにA氏から、セックスワーカーとして働いて18年目になることや、男性との性行為は楽しいものだと思っていること、そして、高齢者介護の仕事のなかで、高齢者はまるで子どものように扱われ、性的な言動は職員によって禁止されていることに違和感をもったということが話された。A氏は「私、本当にセックスが好きだし、遠慮なく何でも聞いてね。聞いてくれる方が、私も勉強になるし、私と仲良くしたいんだなと思えるから」と言ってくれた。その発言が私に、知的障害のある成人男性の性的欲求について、どのような感情が生じたのかということを失礼のない範囲で躊躇なくインタビューできるものだと思わせてくれた。

A氏は、知的障害のある成人男性の性行為がしたいという性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思っていることを繰り返し主張し、障害者の性に関する法人を立ち上げる計画をしていることも教えてくれた。A氏が、自分自身の経験から浮かび上がってきた疑問を解消していくために、自ら法人を立ち上げようとしていることを知った私は、A氏に知的障害のある成人男性との性行為を通し、当事者の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると思うようになった具体的な契機を聞いてみたいという気もちになった。

私は以前から、知的障害のある成人男性との性

行為に対して拒否感や嫌悪感のようなものは生じなかったのかということについてA氏に質問をしたかった。何故なら、男性である私自身、知的障害のある女性と性行為をしたことはないが、知的障害のある女性との性行為を想像してみた際、自然と拒否感と嫌悪感が生じ、いくら想像力を働かせても、その拒否感と嫌悪感を払拭することができなかったからだ。その拒否感や嫌悪感は、相手を恋愛対象として考えられないということから生じたものではない。そうではなく、知的障害のある女性との性行為は、不道德なことをしてしまったという烙印を自分自身に押すことになると思えて仕方がなかったからだ。

私はA氏に「最初に知的障害者と性行為をした時、怖くなかった？」と質問をした。A氏は「もちろん怖かったよ」と当然のここのように言い放った。私は、A氏は「怖くない」と言うだろうと思い、次の質問を用意していたため、スムーズに「もちろん怖かったよ」に続く言葉が出てこなかった。A氏が「怖くない」と言うだろうと想像していたのは、「怖くない」と言った方が、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改める必要があると考えているA氏にとって、その後の話の流れがスムーズになるだろうと先読みしていたからだ。

私はA氏の返事に困惑しつつも、A氏の「もちろん怖かったよ」の発言は、知的障害者との性行為に対して、私とA氏の間で共通の認識をもっていた時期があったということを示すものでもある。その様に思い、A氏に「知的障害者との性行為について、何がAさんに怖いと思わせたんだと思う？」と質問をした。

A氏は、「私はファッションヘルスで働いているから本番行為はないの。そうなのに、お客さんは私を指名して、気もちよくなりたと思ってくれるんだよね。決められた時間、私はお客さんに非日常を感じながら気もちよくなってもらうために、いろいろ考えて工夫するんだけど、その非日常はお客さんと一緒に創っていくんだよね。だけど、知的障害のある人って、一緒に非日常を創って楽しむことはできないと思っていたの。それに、コンドームの存在も知らないだろうしね。最終的には、暴力を振るわれて、『ダメ』と言っても本番行為をされて妊娠するかもと思っていたかな。行為中は、とにかく怪我することなく無事に早く終わるようにと思った。問いかけに返事がないし、サービスをしていても反応がないから、射精できるのかも分からなかった」と説明してくれた。A氏の語りを聞き、A氏はセックスワーカーでありながらも、非日常の世界を男性と一緒に創っていくという術が、A氏を現実から引き離し、男性との性行為に対するフォビアを払拭させることに機能しているのだと思った。

しかし、どうして男性に知的障害があるということ、女性を襲うということが容易にイメージされてしまうのかということが聞きたくなった。私はA氏に「健常者にはないけど、知的障害者にはもってしまうイメージはあった？」と質問をした。A氏は「正直、あったよ。小学校の時から知的障害の人って別のクラスで勉強していたよね。自分たちとは違う世界を生きている人なんだと思っていたかな。だから、よく分からない世界にいる分からない人たちって思っていたよ。電車の中なのに大声で叫んだり、身体を大きく揺らしたり、ジャンプしたり、走ったりしている人を見ても私には理解できないし、距離をとるようにしていたかな。そんな様子を見ていて、自分をコントロールできない人だと思っていたよ。そのイメージがあったから、初めて知的障害のある男性と性行為をする時に、この人とは一緒に非日常を創ることは無理と思ったし、自分をコントロールできずに力づくで本番行為をしようとするかもしれないと思って怖かった」と昔のA氏自身の経験も含めて教えてくれた。この語りを聞き、男性の私でもA氏の説明には説得力があり、A氏にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得した。

2-3 エピソード1のメタ考察—知的障害のある成人男性の性的欲求に対するフォビアとその正当化—

1) 知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビア—性行為における役割と虚構性—

まず、知的障害のある成人男性との性行為が怖いと語ったA氏に対して「知的障害者との性行為について、何が怖いと思わせたのか」という質問をしたところ、A氏は知的障害のある成人男性とは一緒に非日常を創ることができないということに加え、暴力や妊娠といった知的障害のある成人男性からの被害性について語っている。このA氏の語りを聞いた際、何故、筆者は「男性の私でもA氏の説明には説得力があり、A氏にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得した」のかについて探ってみたい。

聞き手である筆者が、合理性があると納得したということは、話し手であるA氏と聞き手である筆者の間において、互いに一つの出来事に対して理解し合えたということに留まらず、A氏と筆者を互いに理解し合えるように導く社会規範が存在していることも示す。ここでは、A氏が知的障害のある成人男性との性行為に対してフォビアが生じたということに、筆者は納得している。これはつまり、女性セックスワーカーであるA氏は、男性健常者との性行為に対してはフォビアが生じないだろうが、知的障害のある成人男性との性行為に対してはフォビ

Aが生じて当然であるという社会規範が存在しており、この社会規範が筆者に合理性があると納得させたのだともいえる。では、フォビアが生じて当然だという社会規範とは一体何か。A氏の語りから、男性健常者と知的障害のある成人男性との間にあるフォビアが生じるか否かの差異は、女性セックスワーカーであるA氏が「私はお客さんに非日常を感じながら気持ちよくなってもらうために、いろいろ考えて工夫するんだけど、その非日常はお客さんと一緒に創っていくんだよね」と語っていることから、男性と協働しながら虚構性を構築することが可能か否かということが大きなポイントになっていることが窺える。

虚構性について検討するうえでは、日常性と非日常性との関係を述べておく必要はあるだろう。三重野(1991,p.81)は「日常性空間とは、『生活の場』、『労働の場』をいみし、個人の生活経験、生活史の集積した『場』である。それに対して、非日常性空間は、様々に考えられるが、『遊びの場』とすると、自由、解放の機能を担うものである」と述べている。一般的に虚構性はフィクションと訳されるが、そこには、三重野が述べている非日常性と分かち難く結びついているのではないかと。つまり日常は、個人の具体的・実証的な生活経験や生活史の集積した「場」であることから、日常から虚構性をもち合わせることはできない。一方、非日常は個人の具体的・実証的な生活経験や生活史の集積した「場」から離れた世界であるからこそ、虚構性をもち合わせる事が可能といえる。つまり、虚構性とは、実際の日常生活から離れた事実ではない非日常生活の空間を創る作業を意味すると考えられる。

そもそもセックスワークは、そういった虚構性を前提としてもち合わせているからこそ成り立つということが考えられる。これは換言すれば、虚構性が機能しないセックスワークは、セックスワークではないということを意味する。では、セックスワークにおける虚構性は、どのような条件で成立するのか。フォビアが生じないことと、虚構性が分かち難く結ばれているのであれば、そのことについて考察することから始めなければならない。

ある行為主体が特定の役割を演じているとき、彼は自分を観察する人びとに、彼らを前にして作りだされた印象が真面目に受け容れられることを暗黙のうちに求めている(ゴフマン,2020[1959],p.19)。ゴフマンが述べていることを用いると、セックスワーカーであるA氏がセックスワーカーとしての役割を担うことができるのは、客である男性にもプライベートのA氏ではなく、あくまでもセックスワーカーとしてのA氏が、性行為をしているのだという認識をもたれることが必須となる。たしか

に、セックスワークに限らず、役割というものが信頼を伴う安心に大きく機能している場面は日常的にある。

例えば、拾得物を届けに交番に行ったとする。その際、交番にいる警察官に、その旨を伝えた時には、警察官が「届けていただきありがとうございます」といった挨拶を最初にするものだということを前提にしているのではないだろうか。これは、拾得者からすると、まずは自分の時間と労力を消費してでも届け出たことに対する感謝の言葉が警察官から発せられ、その後に続く警察官からの聞き取りといった相互のやりとりが拾得者にとって安心したものに繋がる。この相互のやりとりは、拾得者の立場からすると、拾得物を交番に届けに行く前から想定されているのではないか。つまり、そこには自分の行為が単純に相手に受け取られるだけではなく、自分の行為を受け取る相手が、自分の期待通りに応じるものだということが、自分のなかで暗黙の前提としてあるからこそ、安心してその後に続く聞き取りが実行可能となるのだ。もし、拾得者が拾得物を交番に届け出た際に、警察官が何も言わずに睨んできたとすれば、拾得者は戸惑うであろうことは想像に容易い。これは、自分のなかで前提に設けていた相手とのやりとりに対する期待が覆ってしまったことから生じるのだといえる。

こういったことからすると、女性である A 氏が、プライベートな自分ではなく、セックスワーカーとしての役割を果たしているのは、あくまでもセックスワークにおける性行為は、セックスワーカーと客とで互いに創り出す虚構の空間で行われる行為であり、互いにそのことについてのコンセンサスがとれているという前提があり、それが客との性行為における安心感に繋がっているからだといえる。すなわち、セックスワーカーが想像力を駆使しながらあらゆる状況設定をしているからこそ、客に非日常性を提供できるのであるが、それはセックスワーカーが、あくまでも非連続的な空間の中でセックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、セックスワーカーは安心してセックスワークができるのだ。つまり、たとえセックスワーカーであったとしても、セックスワーカーが互いの協働によって虚構性を創ることができないと判断してしまうと、そこにはフォビアが必然的に生じることになる。

A 氏が、「知的障害の人って、一緒に非日常を創って楽しむことはできないと思っていたの。それに、コンドームの存在も知らないだろうしね。最終的には、暴力を振るわれて、『ダメ』と言っても本番行

為をされて妊娠するかもと思っていたかな。行為中は、とにかく怪我することなく無事に早く終わるようにと思った」と述べていることから、知的障害のある成人男性とは、協働して虚構性を創ることができないという前提があり、そのことによってセックスワーカーとしての役割が機能せず、虚構性が後退したのだといえる。つまり、セックスワークにおいては、そもそも知的障害者とは虚構性を互いの協働によって創ることができないという不信感があり、それによって、虚構性をもち合わせることはできなかったからこそ、A 氏は知的障害のある成人男性の性的欲求に対してリアリティーを感じ、フォビアが生じてしまったのだといえる。

本来、セックスワーカーである A 氏がセックスワーカーとしての役割を担い、男性と性行為をするのであれば、男性健常者にはフォビアが生じないが、知的障害のある成人男性に対してはフォビアが生じるというのは障害者差別であるといえる。しかし、筆者は A 氏の語りを聞き、女性である A 氏が知的障害のある成人男性との性行為に対してフォビアが生じたということに合理性があると納得している。さらに言えば、たとえセックスワーカーであったとしても、知的障害のある成人男性に対しては、フォビアが生じてしまうことは当然であるという認識が健常者間において存在していることを示している。これは、男性が女性に示す性的欲求において、男性 / 女性の間で単純化された加害性 / 被害性ではなく、知的障害のある成人男性 / 女性健常者において生じる複雑で特殊な加害性 / 被害性という構図があるからだろう。

では、知的障害のある成人男性 / 女性健常者において生じる複雑で特殊な加害性 / 被害性という構図は、どのような特徴をもつのだろうか。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求を監視することの無効化とその構造

そもそも、男性が男性という立場を確保するためには、それとは異なる立場を必要とする。それが、女性なのであり、男性という表象を成立させるには、女性という表象が不可欠なのだ。つまり、男性 / 女性という非対称性が確保されているからこそ、男性は男性という立場を確保することが可能になる。男性 / 女性というジェンダーの立場から非対称性を考えた際、そこには男性による女性への支配性や暴力性が内在しているといえる。フェミニズム社会理論においては多くの場合、現代社会において男女間の利害対立や支配 / 非支配関係があるということが前提とされている (江原 ,2000,p.53) ことや、男性は、幼少期の社会化の過程から、女性よりもダイナミックな身体を用い方を学習する機会を与えられて

おり、暴力的な身体技法が、多くの男性の身体に沈殿し、加えて、さまざまな教育、メディアを通じて暴力的なスポーツへの参加を社会的に促されている(尾崎,2017,p.91)という視点から考えても、男性による女性への支配性や暴力性を棄却した視座から男性と女性の関係を捉えることはできない³⁾。これまでのフェミニズム社会理論や、幼少期の社会化の過程から男性に暴力性が内在化しているとの主張が理解され、社会変革が求められているからこそ、先に述べた満員電車の吊革の話の聞いたとしても違和感が生じないのだろう。

しかし、セックスワークにおいては女性と男性との間で了解された虚構性が機能するからこそ、男性が性的欲求をもちながら初対面の女性に触れたとしても、少なくとも当事者間においては、それが男性から女性に対する犯罪や暴力、そして支配/被支配関係にはならないのだといえる。だからこそA氏は、セックスワーカーとしての役割を担っている間は、初対面で名まえも知らない男性との性行為が可能なのだろう。しかしA氏は、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してはフォビアが生じたのである。そのことは、知的障害のある成人男性の性的欲求には、男性健常者の性的欲求とは異なる特殊性があり、セックスワーカーとしての役割が機能しなかったことを意味する。では何故、知的障害のある成人男性の性的欲求に対しては、セックスワーカーとしての役割が機能しなかったのだろうか。

篠崎ら(1993,pp.27-34)は、発達に遅れのある障害児の親117名を対象として問題行動を調査した結果、「自慰、好きな子に触る、異性へのこだわり」の三つが思春期特有の問題として挙げられ、親の悩みや不安のなかで一番多いのが異性や性に関する悩み・不安であったと報告し、家裁調査官である矢代(2009,p.168)は、現代が性に関する情報が氾濫し、個々の性に対する考え方、そして価値観や多様性を呈している時代であることを認識したうえで、「これまで思春期・青年期を経る中で自然と身につけてきた性の知識、行動についてもその確立が大変危うい状況の中、発達障害をもつ若者、そして彼(もしくは彼女)を取り巻く家族や支援者にとって性に関する問題行動を発現させないことは大きな課題であり、今後も一層精力を注がなければならない分野だと思います」と述べている。これらは、発達に遅れのある知的障害者の性をめぐっては、健常者にとって関心の対象になっているものの、その関心は肯定的なものではなく、知的障害者は自らの性的欲求について抑制するということが理解できない存在として捉えられ、健常者にとってフォビアの対象であり、監視の対象になっていることを示している。では何故、知的障害のある成人男性の性的欲求は監視の対

象になるのだろうか。換言すれば、何故、監視することが正当化されるのか。

一見したところ、監視はいわば「見る」ことに関係した行為のようだ。ある人が、不適切なまたは異常な行動をチェックするために他の人々を見張る。路上の柱に設置されたカメラが、犯罪行為から「望ましくない」活動まで、潜在的な逸脱行為を見張り続ける。だが、監視はまた、立ち聞きから電話の盗聴まで、「聞く」ことにも関係している(ライアン,2011[2007],pp.24-25)。ライアンは監視について、「見る」や「聞く」という行為に着目しており、そこには見る/見られるの関係や、聞く/聞かれるという関係を前提としているようだ。しかし監視には、そういった関係性を越えたものが含意されているのではないか。

例えば、子どもに対する親の監視の関係性で考えてみよう。子どもが勉強しているか否かといったことや、寄り道をせずに帰宅しているか否かを確認するために、親が子どもの行動や居場所を監視することは珍しくない。この場合、GPSが子どもに付けられていたり、子ども部屋に監視カメラが設置されていたりするだろうが、親はそのことを子どもに知られずにいることを望んでいる場合もあるだろうが、そうではなく、直接的に親の視界には入っていないが、親の期待している行動に沿うよう子どもの規律性を促していることもある。逆に子どもの立場からすれば監視されているという事実が、親に叱られないようにするためや、親に褒められるためにするというように、親が期待していると思われる行動から外れないよう自発的に従うことに繋がる。つまり監視は、監視する側が求める規律性を監視される側が内面化し、監視される側がそれに従うだろうということが監視する側が期待できるということに依拠して成立するのだといえる。そしてもちろん、そこには両者が社会規範に沿った規律性を準拠として呼応し合う関係性があり、監視される側が変容する可能性を監視する側がもつ。もし、子どもがGPSを付けられていたり、子ども部屋に監視カメラが設置されていたりしても、親が子どもに期待している規律性を子どもが内面化せずに無視して寄り道をしたり、部屋で勉強せずに遊び続けていれば、もはや監視は、監視としての機能を失うことになる。

また、監視については、フーコーの『監獄の誕生—監視と処罰—』のなかでも述べられている。パノプティコンは、ベンサムが提唱した建築プランであり、効率的に囚人を監視する構造となっている。それをういてフーコーは、もはや監視は、施設においてのみ効力を発揮するのではなく、現代社会においても、つまり、人びとの日常生活全般においても深く浸透し、行き渡っていることを述べている。

現代社会は見世物の社会ではなく監視の社会である。さまざまな形象の表面（うわべ）のかけで、われわれの身体は深部において攻囲されている。大規模な抽象作業たる交換（物品の、商品の、意見の、貿易による、通信による）の背後では、役に立つ力を求める、精密で具体的な訓育 [= 調教] が追及され、情報伝達の経路は、知の累積および集中化の支えであり、記号 [= 表徴] の働きは、権力の、投錨にも等しい固定化を決める（フーコー, 1984[1975], p.217）。

再度、満員電車の吊革の話や、子どもに対する親の監視の話で考えてみても監視の性質が容易く理解できる。つまり監視は、他者の眼差しによって支えられているのであり、その眼差しは社会規範に沿った規律性を他者は内在化できるという期待を含意しているのだといえる。

しかし A 氏は、筆者の「健常者にはないけど、知的障害者にはもってしまうイメージはあった？」に対し、正規教育場面や電車で見たと知知的障害者の様子から、知的障害者は他者から眼差しが向けられたとしても、自分自身の感情や行動を抑制できない存在として理解されたため、性行為においては、協働して虚構性を創ることが期待できず、妊娠に繋がる可能性が想像されたというフォビアについて語っている。この語りから、知的障害のある成人男性には社会規範に沿った規律性の内在化を促す監視が機能しないことを意味し、知的障害のある成人男性の性的欲求においては、女性に危害を加えるリスクがあるため、フォビアの対象として容易に正当化されてしまうのだといえる。

セックスワークは密室の空間において交わされるため、社会規範に沿った規律性を内在化することが期待できないという健常者間で共有された知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力被害といったリスクを女性に負わせることを想起させ、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。筆者自身、知的障害のある成人に対する性教育を実施しているボランティア団体のメンバーとして活動しており、その活動では、望まない妊娠がないように当事者に避妊具の紹介や使い方を説明したり、実際に本物の避妊具を触ってもらったりする学習の機会を設けているが、こういったことは男性から女性に対する暴力性や望まない妊娠に繋がる可能性を避けるだけでなく、そもそもの前提として、知的障害者は社会規範に沿った規律性を内在化できていないため、健常者によって内在化させなければならないという恣意的な認識があることは否定できない⁴⁾。だからこそ、A 氏の知的障害のある成人男性の性的欲求に対するフォビアの語りを聞いた際、筆者は、

A 氏の説明には説得力があり、A 氏にフォビアが生じてしまうことには合理性があると納得したのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。セックスワークにおいては、女性セックスワーカーがプライベートの自分ではなく、あくまでもセックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを男性客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、女性セックスワーカーは安心してセックスワークができる。つまり、セックスワークは、虚構性を前提としてもち合わせているからこそ成り立つのであり、女性セックスワーカーは男性客との協働によって虚構性を創ることができるという安心感によって、男性客とのセックスワークが可能になるといえる。しかし、知的障害のある成人男性は、社会規範に沿った規律性を内在化することが期待できないという前提があり、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、知的障害のある成人男性の性的欲求は、男性健常者がもつ性的欲求とは異なり、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。筆者自身、健常者間において共有化されているそのような認識をもっているため、A 氏の語りを聞いた際に、A 氏の語りには説得力があり、たとえセックスワーカーであったとしても、知的障害のある成人男性の性的欲求に対してフォビアが生じることに合理性があると納得したということができるのではないかな。

2-4 エピソード 2

私は A 氏に「知的障害者と性行為をすることに対する恐怖心がなくなったキッカケは何？暴力を振るわれるかもしれないとか、妊娠するかもしれないとか、そんな悪いイメージって簡単には変わらないと思うんだけど」と質問をした。私自身、人に対してステレオタイプ化されたイメージをもつことがある。当然、否定的な意味を含むステレオタイプ化されたイメージをもつことは良くないと理解している。しかし、人に対してもってしまったステレオタイプ化されたイメージを解消することは容易ではないだろう。そういった意味でも、A 氏の話聞いたかった。

A 氏は、「今でも忘れられない経験があるの」と言いながら私の顔を見つめた。私に向けられた A 氏の視線は、まるで私を非日常の世界に誘っているかのように思わせた。そう思ってしまったのは、知的障害のある成人男性と性行為をすることに対するフォビアがなくなったという話は本当なのかという疑いがあったからだろう。私は A 氏に「その経験

を聞いていい？」と言うと、A氏は「もちろん。それが聞きたかったんでしょ？」と私を見て笑った。

A氏は事前に準備をしていたかのように「さっきとは別のお客さんなんだけど、知的障害者の対応をしたの。そのお客さんは何度か店に来ていたみたいで、他の従業員が『あの人、ヤバイよね』っていう話をしていたから、とうとう自分が対応するんだという諦めがあったね。もちろん、さっきの人と同じで、暴力を振るわれたり、本番行為をされたりしたらどうしようっていう恐怖はあったよ。けど、そのお客さんが私の顔を見て、『お母さんからお金を貰って来ました』って笑顔で言ったんだよね。その瞬間、そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生きている人だったって気づいたの。お客さんが健常者の人だったら、決められた時間で性行為をするお客さんと従業員の関係で済むんだけど、『お母さんからお金を貰って来ました』を聞いた瞬間、お客さんと従業員の関係で考えられなくなったんだよね。それまで自分がもっていた知的障害者のイメージが、気づかないうちに本人を傷つけていたのかもしれないって考えさせられたの。だから行為中も、そろそろ終わりの時間という雰囲気が分からなさそうだったから、傷つけないように対応したよ。もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う。だって、お父さんも男だから性欲があるだろうし。その時の自分は子どもの対応をしているような感覚があったね」と、フォビアが解消されたキッカケを私の表情を窺いながら教えてくれた。私の表情を窺っていたのは、私にどのように思われてしまうのかを気にしているのではなく、私はその時の状況を可能な限り正確に描写できているのかを確認したいからだと思えた。それだけに、私にはA氏の知的障害のある成人男性との性行為に対する情熱が強く感じられた。

A氏は続けて、「だから、知的障害者のセックスがしたいっていう性欲について、社会全体が認識を改める必要があると思ったの。昔の私は、自分の仕事に対してプライドがあったね。今もあるけど、今とは違うプライドがね。私の仕事って肉体的にも精神的にも疲れるし、誰でもできる仕事ではないから、プライドだけはもとうとしていた。だけど、友人から『何の仕事をしているのかは他の人には言わない方がいいよ』って言われて、傷ついたことがあったの。だから、私は他の女とは違うってことを表現するために、当時はブランド物しか身につけなかったね。正直、『お母さんからお金を貰って来ました』って言った人と会うまでは、知的障害者とエッチなことをしたら、自分の価値が下がると思ってたね。酷いことを言う人間だと思えるかもしれないけど、これ

が当時の正直な私の気持ちだよ。だけど今は、彼らと関わっていると、誰にどう思われているのかを気にせずに分らしくいられる。それに、社会が彼らの性欲を許さないということが当然になっていることについて、この当然を変えたいと思う。だから、法人を立ち上げたの」と、話してくれた。

A氏は、「酷いことを言う人間だと思えるかもしれないけど」と言うが、酷い人間ではない。A氏は、知的障害のある成人男性との性行為の意味を、フォビアが内在する性行為から、コミュニケーションとしての性行為に捉え直し、非日常における空間を越境した関係性のなかで、知的障害のある成人男性に対して安心感をもったのだ。私は、これまでA氏が語ってきた知的障害のある成人男性の性的欲求と、それに対して社会全体が認識を改める必要があるという意味が理解でき、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じたいというA氏の思いに納得できた。

2-5 エピソード2のメタ考察—知的障害のある成人男性の性的欲求に対する健常者としての気づきと性的な自由の獲得—

1) 虚構におけるセックスワーカーとしての役割を越境した新たな関係性—「お母さんからお金を貰って来ました」は何を意味するのか—

次に、A氏の「知的障害者のセックスがしたいっていう性欲について、社会全体が認識を改める必要があると思ったの」を聞いた際、何故、筆者は「知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じたいというA氏の思いに納得できた」のかについて探してみたい。

A氏は、当事者から発せられた「お母さんからお金を貰って来ました」という発言によって、それまでの知的障害のある成人男性との関係性を省察している。つまり、客として来店した知的障害のある成人男性の「お母さんからお金を貰って来ました」という発言は、セックスワーカーであるA氏にとって印象的な発言であったことを示し、また、その発言が契機となり、知的障害のある成人男性の性的欲求がA氏にとってフォビアの対象から、社会全体が認識を改めるべき必要があるという認識に変容したのだ。

さらに、A氏は「もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う」と述べていることから、当事者の父親ではなく母親だったからこそ、セックスワーカーとしての立場のA氏に影響を与えたのだということは明確である。要するに、このA氏の発言は、知的障害のある成人男性の性的欲求とその母親との関係は、知的障害のある成人男性の性的欲求とその

父親との関係とは異なることを示す。では何故、知的障害のある成人男性の性的欲求とその母親との関係が、セックスワーカーである A 氏のそれまでのフォビアの対象としての認識から、社会全体が認識を改めるべき必要があるという認識に変容させたと考えられるのか。

文化人類学者である小田 (1992, pp.59-60) は、「性行為が性器の体験として局所化され、ヴァキナへのペニスの挿入のみを絶対視されるとともに、近代以降において、男性の間で挿入＝達成を互いに競い合う攻撃的・能動的な性の自由競争による『業績主義』が生まれる。この『男らしさ』を賭けた業績主義的競争においては、身体そのものを刺激し合うことによる性的快楽や、女性に気に入られるかどうかよりも、性器の体験としての挿入を達成したかどうか重視される。たとえデート・レイプのような暴力的な性交であっても、それは『業績』として男性の間で評価され、羨みの対象となる」と述べている。これは、男女間における性行為が男性にとっては、女性に対する愛情表現や身体を通した相互コミュニケーションとしての行為ではなく、女性は性的に被害的・受動的な存在であるということ、そして、性行為における人びとがもつ共通認識の前提として、男女間の性行為が主体／客体の関係で捉えられているということを示す。

しかし、小田が述べる視点で男女間における性行為を加害者／被害者の関係や、主体／客体といった二項対立の関係で捉えてしまうことは、女性は性的主体者になれないことや、男性は性的被害者にはならないということに加え、A 氏のように自らの意思でセックスワークをしているセックスワーカーは、社会常識という人びとが設けている枠組みから外れた性的逸脱者であるとの烙印が押されてしまうことに留まらず、社会的な制裁を受けたり、社会から排除されたりしても仕方がないと社会的排除や抑圧が肯定化されてしまうことに繋がる。これまでセックスワーカーとして働いてきた女性たちと関わり、実際に彼女たちが我が国においてどのように社会から排除されてきたのか、その仕組みを研究している社会学者の青山 (2014, p.229) の「セックスワークを規定する法によって無力化され排除される以前に受ける徹底した社会的排除は、労働者としての自己定義・権利をあらかじめ剥奪された状態に彼女たちをおき、セックスワークにたずさわってからの無力化と排除をのりこえることをますます難しくしている」という指摘は、女性セックスワーカーが、我が国の男性中心主義かつ自己責任を強いる新自由主義社会の社会構造によって貶価されている現状を看過してはならないということに気づかせる鋭い指摘であり、我々はそのことについて留意しなければなら

ない。

ただ、知的障害のある成人男性に対する他の女性従業員の間で交わされたやりとりや、A 氏の知的障害のある成人男性との性行為に対するフォビアの語りから、A 氏自身も男女間の性行為に能動的・加害的／受動的・被害的な意味を付与させ、それが内面化していたといえる。このことは、A 氏の「もし、『お父さんからお金を貰って来ました』って言われてたら、そんなことは考えなかったと思う。だって、お父さんも男だから性欲があるだろうし」の発言からも十分に窺うことができる。では何故、母親では A 氏の認識に変容が生じたものの、父親では A 氏の認識に変容が生じなかったのか。換言すれば、知的障害のある成人男性の母親や父親は、当事者の親という立場であり、先に引用した小田が述べる性行為における男性と女性の加害者／被害者や、主体／客体といった二項対立の関係で単純に結びつけ、捉えることはできない。

知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、監視の対象として正当化されるものの、性行為における男女間の枠組みや、「男だから性欲がある」という枠組みの視点から捉えた場合、同じ男性である男性健常者の父親には理解されるものであるという構造が成立する。

女性学の研究者である上野は、性経験が多ければ多いほど、男には勲章、女にはスティグマになるという『性的二重基準』道徳があると述べている (2006, p.249) が、この『性的二重基準』道徳は、男女間の性行為には権力関係が存在するという構図でもある。この男女間の権力関係の構図では、当事者の父親は知的障害のある成人男性の性的欲求を補強する存在となり、当事者の性的欲求を監視しているということが女性の A 氏には期待できない。つまり、知的障害のある成人男性の親であったとしても、父親という存在では、女性である A 氏は当事者の性的欲求に対して安心することができず、当事者の性的欲求に対する認識が変容しなかったのだといえる。では何故、父親とは異なり、母親という存在は A 氏を安心させ、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する A 氏の認識を変容させたと考えられるのだろうか。

春日 (2001, pp.106-111) は、近代社会は「愛情」を家族成員の義務として規範化し、それが制度の根幹になっているということに加え、現代社会に生きる母親たち自身にも、この「愛情規範」が深く内在化され、さらに、障害のある子どもの場合であれば、子どもが能力を発揮できない部分を母親が補完していると周囲が期待するという障害児・者とその母親の母子関係の特異性を説いている。これは、障害児・

者の母親を除くマジョリティとなる健常者によって問題行動と規定されたあらゆる言動を障害児・者が発露しないよう母親が監視しているはずであると期待しているということである。A氏は、「そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生活している人だったって気づいたの」と語っているが、これは、A氏が知的障害のある成人男性の発言から母親の姿を感じとったことによって、当事者の性的欲求が健常者の性的欲求と何ら変わりなく、同質のものであると認識が変容されたのだと考えられる。

しかし、春日(2001,p.111)は同時に、「子どもの人間らしい生活と引き替えに、社会は母親を『モノ』化、『道具化』している」とも述べている。

たしかに、正規教育場面での保護者面談や、障害福祉サービス利用にともなう手続きでは、父母がともに面談を受けたり、各種手続きをしたりする場合もあるだろうが、母親が全てを一人で担っていることも珍しくない。知的障害者の場合、成人後も自らの意思で善悪を判断することや、社会生活上での様々な各種手続きをすることは困難である。成人した健常者の場合であれば、「自己責任」という言葉によって、自分と親との関係が切り離されて捉えられることがあるものの、知的障害者の場合、「自己責任」という言葉ではなく、「母親の責任」として捉えられやすいといえるのではないだろうか。つまり社会には、障害児・者とその母親を同一化させ、障害児・者が社会生活上で被る困難は、母親によって解決されるものだという期待を母親に背負わせる構造もあるのだ。この社会によって設けられた疑われることのない巧妙な仕組みは、知的障害児・者が問題行動や逸脱行動と判断される言動をした場合、その言動をした知的障害児・者に加え、その母親にも問題行動や逸脱行動の責任を背負わせる仕組みに繋がる。つまり、母親は社会的な眼差しを無視することは困難となり、上野が述べる『性的二重基準』道徳からすると、母親は知的障害のある成人した息子を女性との性的行為から引き離そうとしたとしても合理性をもつことになる。

こういった知的障害のある成人男性と母親とが同一視されるという関係性の下では、知的障害のある成人男性との性行為は、当事者に対するフォビアに加え、当事者の母親に社会的逸脱行動を防ぐことができなかったという責任を背負わせることにも繋がるという問題点があるのだ。

これまで述べてきた規範意識が人びとに存在しているため、A氏は、客として訪れた知的障害のある成人男性から「お母さんからお金を貰って来ました」と言われた瞬間、その発言はインパクトのある発言ということを超え、その発言から男女間の性行為をめぐる構造に抗ってでも知的障害のある息子の性

的欲求に理解を示す母親の存在を感じとり、それまでの性行為における男女間の能動的・加害的/受動的・被害的や、上野が述べる『性的二重基準』道徳である勲章を与える/スティグマを受けるという構図の枠組みが崩れ、当事者の性的欲求に対して安心したのだと考えられる。この認識の枠組みの崩壊が、A氏のセックスワーカーとしての仕事の認識を非日常的な空間のなかで男性の性的欲求を解消させるものではなく、知的障害のある成人男性も健常者と同様に異質性をともなわない性的な存在なのだという認識に変容させ、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するフォビアを解消させたのだといえるのではないだろうか。

しかしA氏は、客として訪れた知的障害のある成人男性の「お母さんからお金を貰って来ました」という発言によって、当事者の性的欲求に対するフォビアが解消されたということに留まらず、社会全体が認識を改める必要があるという考えにまで至り、現在は障害のある成人男性の性的欲求と社会を繋げる一般社団法人を立ち上げている。これは、タブーと扱われ、隠蔽される知的障害のある成人男性の性的欲求を社会に向けて解放するということでもある。これは何を意味するのか。そして、知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改めるということが成立するための条件は何かということを考察していくことが、本論の要諦ともいえる。

2) 知的障害のある成人男性の性的欲求について、社会全体が認識を改めるということが成立するには一脱規範・越境的連帯の創造へー

A氏が「友人から『何の仕事をしているのかは他の人には言わない方がいいよ』って言われて、傷ついたことがあったの」と語っている場面がある。これはセックスワークをしていない友人からセックスワークをしているA氏に向けられた発言であり、この発言は、セックスワーカーは社会規範から外れた異質な存在であるという明確な宣言であり、同時にA氏にとって、セックスワークをしていない者から恣意的かつ一方的にマジョリティ/マイノリティの非対称的な関係が創造された瞬間でもあるといえる。これは、マイノリティにとっては、マジョリティから差別をする側/差別を受ける側という関係性が正当化される(正当化されても仕方がない)と主張されているということでもある。さらに換言して敷衍すれば、友人の発言には、マイノリティであることを周囲に知られることは差別を受けるということを示すが、それに加え、マイノリティ自身がマイノリティ性を隠蔽するか、もしくはマジョリティがマイノリティのマイノリティ性を秘匿な事案

として保持することによってのみマイノリティは差別という制裁から逃れることができるということが含意されているのだ。

つまり、マイノリティは差別を回避する有効な手段として、マイノリティとしての立ち位置を他者に知られないために、自分自身もマジョリティであると立ち居振る舞うことが必須となる。A氏自身、「知的障害者とエッチなことをしたら、自分の価値が下がると思ってたね」と発言しており、A氏はセックスワークをしていないマジョリティの女性とセックスワークをしているマイノリティの女性における差別/被差別関係のマイノリティ側を経験しているものの、マジョリティである健常者とマイノリティである障害者における差別/被差別関係を同時にもち、マジョリティ側になっていたのだ。

社会学者である塩原は、マイノリティとマジョリティの立ち位置は固定化されたものではないことを以下の通り述べる。

「マイノリティ」とは、その社会でネガティブだとされる差異(マイノリティ性)を有しているがゆえに不利な立場に置かれた人びとのことをいう。それは単に人数が多いか少ないかの問題ではないし、外見や皮膚の色など遺伝的・生物学的な特権だけでその人がマイノリティかどうか決まるわけでもない。マイノリティであるということは(そしてマジョリティであるということも)、人間の属性そのものではなく、その人間が社会の中でどのような立場(ポジション)に置かれているのかを表す言葉だからだ。その人が持っている無数の差異のうちのどれかが、他者(社会)によって名指しされ、本質化されることで、その人はマイノリティの立場に置かれる。したがって同じ人であっても、自分を取り巻く社会が変わればマジョリティの立場に立つことも、マイノリティの立場に立つこともある(塩原,2012,pp.57-58)。

塩原が述べていることは、マジョリティ/マイノリティ関係において生じる差別/被差別の構造自体も固定化されたものではなく、マジョリティである自分自身もマイノリティになり、その逆もありえるということである。そして、その関係の構造の変化は、自分自身を取り巻く環境に依拠されているということでもある。

しかし、塩原が述べる「自分を取り巻く社会」とは何か。それこそが社会規範であり、塩原の言葉を用いると、「自分を取り巻く社会規範」といえる。つまり、マジョリティ/マイノリティ関係は可変的なものであるが、それは周囲の状況や他者の表面的な振る舞いによって差別構造が変動し、差別を受け

なくなるというのではなく、自分を取り巻く社会規範に従うことによってのみ、換言すれば、自らが積極的に社会規範の枠組みに収まることによってのみマジョリティとしての立ち位置を維持でき、他者からの差別を回避できるということになるのだ。

通常、社会規範に依らない差別には、抗議することができる。例えば、店で買い物をしていて、前に並んでいた客と同じ商品を購入したにもかかわらず、自分の場合だけ多く支払いをしなければならないと命令されれば、周囲も巻き込みながら抗議することは可能だろう。しかし、社会規範に依拠された差別の場合、抗議することは同時に自らのマイノリティ性を暴露することにも繋がる。だからこそ、A氏は友人の発言に抗議できず、「私は他の女とは違うってことを表現するために、当時はブランド物しか身につけなかったね」の発言から明らかなように、社会規範によって自らの性的な自由が差別を受け、抑圧されていることに対する怒りを友人に対して直接的な発言ではなく、マイノリティであると気づかれない立ち居振る舞いによって社会に対して表出しているのだと考えられる。

差別構造を研究している社会学者の山田は、権力について以下の通り述べる。

通常の権力現象であれば、権力の被害にあっている当事者は、何らかの抗議の手段をもっているはずである。しかし、自明視された常識を土台とした権力は、当事者たちから抗議の可能性を奪い、しかも、その状況から退出することもできない、まさに「出口なし」の状況を構築するのである。これは、自然な自明性が暴力に転化する事態である。そしてこれを自明性を土台として働く「権力」現象として捉えることができる。ところが、このような「権力」現象は従来の権力現象とかなり異なったものである。たとえばそれは、ある個人の利害を他者の反対を押さえつけて強制する権力でもないし、マクロな国家権力でもない。むしろ、メンバーが絶えず協働で産出しているにもかかわらず、それが自明であるために「自然な社会構造」として転倒して構築され、その結果、メンバーに対して道徳的拘束力を及ぼすような「権力」である(山田,1999,p.66)。

社会規範は、安全な社会秩序を維持するという側面もあるが、被差別者にとっては、抗議する相手が存在しないというだけではなく、無条件に抑圧的拘束力を人びとに内面化させるといえる。

A氏の「お客さんが私の顔を見て、『お母さんからお金を貰って来ました』って笑顔で言ったんだよね。その瞬間、そのお客さんの母親の顔が浮かんで、私たちと同じ世界を生きている人だったって気づい

たの。お客さんが健常者の人だったら、決められた時間で性行為をするお客さんと従業員の関係で済んだけど、『お母さんからお金を貰って来ました』を聞いた瞬間、お客さんと従業員の関係で考えられなくなったんだよね。その瞬間、それまで自分がもっていた知的障害者のイメージが、気づかないうちに本人を傷つけていたのかもしれないって考えさせられたの」という発言には、マイノリティであった自分が、知的障害のある成人男性の性的欲求にはフォビアが生じて仕方がないという社会規範に従い、知的障害のある成人男性の性的な自由に対する抑圧者であるマジョリティ側になっていたことに気づいたものだといえる。これは、女性セックスワーカーだから差別をされて仕方がないという立場に置かれているA氏が、知的障害のある成人男性の性的欲求はフォビアが生じ、差別に繋がっても仕方がないという立場に置かれている客として訪れた知的障害のある成人男性に対し、自分自身と同じマイノリティであり、被差別者としての同一性を見出したのだと考えられる。では、A氏が「お母さんからお金を貰って来ました」と言った知的障害のある成人男性に対して、被差別者として同一視したものは何か。

荒井(2020,pp.93-94)は、「マジョリティとは誰か」について、葛藤を伴うことなく、自分のことを「大きい主語」で語れる人であり、他人からの異議申し立てを受けずに済む人のことであり、社会のなかで「自分とは何者であるか」「なぜ自分がここにいるのか」を説明する必要がなく、何らかの社会問題が生じた際にも、切実な当事者意識をもたずにやり過ごすことができる。そして、自分自身の価値観や考え方といった「個人的な見解」を、「大きな主語」に溶かし込むことができ、そうすることで、あたかも「一般的な見解」であるかのように語ることができる。逆に「マイノリティ」とは、そうした語り方ができない(許されない)人たちのことで、自分自身に関わる「小さな主語」で語れることを求められると述べている。

荒井の言葉を用いれば、A氏は、プライドをもちながらセックスワークをしているものの、社会規範に沿った友人の発言によって、自分自身を「大きな主語」ではなく「小さな主語」で語れることを強いられている。知的障害のある成人男性も同様に自らの性的欲求について「大きな主語」で語ることが許されず、さらに母親を通して「小さな主語」でしか語ることが許されないのだ。

これは、A氏自身が対峙しているマイノリティであるセックスワーカーの性的な自由に対する抑圧的拘束力をもつ社会規範を支えている社会と、知的障害のある成人男性の性的欲求はフォビアの対象であると正当化し、当事者の性的欲求を不可視化させて

いる社会規範を支える社会において、セックスワーカーや障害者といった差異を超えた被差別者としての共通性を見出したのだといえる。

他人と交わることは、自分を発見し、自分を確立していく道程である。それなしには、私たちは社会的・職業的アイデンティティを築いていくことはできない(鑑,2010,p.15)。しかし、これはあくまでもマジョリティ集団が前提とされており、女性セックスワーカーや知的障害のある成人男性の性的欲求のように社会規範から外れていると判断されている側の者にとっては、マジョリティである他者と交わる際には、社会規範の枠組みに沿うことによってのみでしか社会的・職業的アイデンティティを築くことができないということになる。これは、社会規範から外れていると判断されているマイノリティにとっては、マジョリティと繋がることは自己を喪失することでもあり、容易ではないことを示す。

A氏は「だけど今は、彼らと関わっていると、誰にどう思われているのかを気にせずに自分らしくいられる。それに、社会が彼らの性欲を許さないということが当然になっていることについて、この当然を当然でないことに変えていきたいと思う。だから、法人を立ち上げたの」と語っている。このA氏の語りは、排除や差別が正当化される装置としての社会規範により、マイノリティはマイノリティとしての役割を担うことが求められ、マジョリティはその仕組みによってマジョリティでいられることを示す。A氏にとって、知的障害のある成人男性と繋がることは、自分自身が社会から求められているマイノリティとしての役割を担うことから抜け出すことであり、それによって「自分らしくいられる」という感覚を得ることができたのだと考えられる。

だからこそA氏は、同じマイノリティ側である知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、自分と切り離れた他人事ではなく自分事として捉え、同じ性的な自由を奪われている存在として、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐる障害者と連帯するに至ったといえる。この連帯は、社会において抑圧や排除の状態に置かれている女性セックスワーカーと知的障害のある成人男性の性的欲求という不可視化され、タブー視されているものとの連帯であり、社会規範に沿いながら他者から評価されることを目的とした強者から弱者に対する慈善活動や利潤追求を思惑とした連帯ではない。反対にA氏は「自分らしくいられる」という感覚を得るために、積極的に社会規範から外れ、マジョリティから批判されることが想定される連帯を創造したのだ。

抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組み内での連帯を「規範的枠組み内連帯」とすれば、A氏のよう

な自己のマジョリティ性に気づき、抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組みを越境した連帯は「脱規範・越境的連帯」と定義することが可能となる。この脱規範・越境的連帯は、マジョリティが維持しているマジョリティ/マイノリティという二項対立を覆すための、社会に対する闘争宣言であり、「自分らしくいられる」という感覚を得るための連帯であるといえる。さらに、マジョリティを中心に構築されている社会常識というものが、社会規範から外れることのない規範的枠組み内連帯の構造によって維持されているのであれば、脱規範・越境的連帯は、そういった社会常識自体を疑う契機となり、社会規範を変容させる可能性をもつ。まさに、知的障害のある成人男性の性的欲求を社会に向けて解放することは、社会的弱者の排除が前提とされた規範的枠組み内連帯に対する闘争宣言を意味する。そして、フォビアの対象とされ、不可視化されている知的障害のある成人男性の性的欲求に対する社会全体の認識が変容するためには、健常者が自己に内在しているマジョリティ性に気づき、脱規範・越境的連帯で他者と繋がっていくことが必須であるといえるのではないか。

筆者自身、障害者の生活に関わる仕事をしている。当然、当事者が望む生活が実現できるよう思考をめぐらせるが、同僚はどのように思うのかということにも意識的になってしまっている。この同僚に対する意識とは、職員によっても当事者の生活について多様な捉え方があり、その話を聞くことによって当事者が望む生活の実現可能性が高まるというものではなく、自分の考えや物事の捉え方が知られることによって、筆者が異質な存在として扱われることに繋がり、被差別者になってしまう可能性に対する恐怖である。この恐怖は、あくまでも職場における規範に依拠しているものの、その規範から外れてはならない、外れてしまうことは被差別者になるという意識である。だからこそ、A氏の社会全体が認識を改める必要があるという発言から、抑圧的拘束力が内在する社会規範から外れてでも他者と連帯しながら自由を獲得するために行動しているA氏の姿に感銘し、知的障害のある成人男性の性的欲求に対するタブー視を取り除くために一石を投じたいというA氏の思いに納得できたのだと理解される。

以上この項で述べてきたことは、次のようにまとめることができる。男女間における性行為には男性には勲章や加害者、女性にはスティグマや被害者になるという権力関係の構造があり、セックスワーカーであるA氏にも、この権力関係の構造が内面化していた。また、A氏の「暴力を振るわれたり、本番行為をされたりしたらどうしようっていう

恐怖はあったよ」の発言から窺えるように知的障害のある成人男性の性的欲求は、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者であるセックスワーカーにも想起させる。しかし、当事者の「お母さんからお金を貰って来ました」の発言により当事者の母親の顔が想起され、A氏は知的障害のある成人男性の性的欲求も男性健常者の性的欲求も同質のものであるという認識に変容した。さらにその発言により、A氏は差別に繋がっても仕方がないという立場に置かれている知的障害のある成人男性の性的欲求と、セックスワーカーである自分自身に同じマイノリティであり、被差別者としての同一性を見出した。マイノリティ/マジョリティという二項対立は、マジョリティによって維持されている抑圧的拘束力を人びとに内面化させる社会規範であるため、A氏は抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組み内での「規範的枠組み内連帯」ではなく、自己のマジョリティ性に気づき、抑圧的拘束力を帯びた社会規範の枠組みを越境し、「自分らしくいられる」という感覚を得ることを成立条件とした「脱規範・越境的連帯」で同じ性的な自由を奪われている存在として、知的障害のある成人男性を他人事ではなく自分事として捉え、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったといえる。だからこそ筆者は、女性セックスワーカーであるA氏が知的障害のある成人男性の性的欲求に対してフォビアの対象として捉えることなく、社会規範に従った人びとに内面化されたタブー視を取り除くために一石を投じたいというA氏の思いに納得できたといえることができるのではないか。

3 おわりに—知的障害のある成人男性との性行為に対して女性健常者がもつ内面化されたフォビアから脱規範・越境的連帯への創造についての総合考察と今後の課題—

本論は、エピソード記述を用いて、女性セックスワーカーであるA氏の知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識や、その認識について変容した場面に焦点を当てながら、知的障害のある成人男性の性的欲求に付随するフォビアとその解消、そして、その解消がどのように変容したのかということについて考察を試みた。

結果として、まず、女性セックスワーカーが男性客とセックスワークをする際、女性セックスワーカーはプライベートの自分ではなく、あくまでも男性客と協働して虚構性を創ることによって、セックスワーカーとしての役割を果たそうとしているのだということを男性客は理解できる能力があり、そのことについて相互が了解しているとセックスワーカー自身が思えるからこそ、安心してセックスワ

クが可能になる。しかし、知的障害のある成人男性は、社会規範に沿った規律性を内在化することが期待できないという前提があり、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させるため、知的障害のある成人男性の性的欲求は、男性健常者がもつ性的欲求とは異なり、監視が機能せず、フォビアの対象として正当化される。

次に、男女間における性行為には権力関係の構造があることに加え、知的障害のある成人男性の性的欲求は監視の対象とされるため、妊娠や暴力被害といったリスクを男性健常者以上に想起させる。しかし、セックスワーカーであるA氏は、当事者の「お母さんからお金を貰って来ました」の発言により、当事者の母親の顔が想起され、知的障害のある成人男性の性的欲求も男性健常者の性的欲求も同質のものであるという認識に変容し、差別に繋がっても仕方がないという立場に置かれている知的障害のある成人男性の性的欲求と、セックスワーカーである自分自身に同じ被差別者としての同一性を見出した。また、マイノリティ/マジョリティという二項対立は、マジョリティによって維持されている抑圧的拘束力を人びとに内面化させる社会規範であるため、自分はマイノリティであると思っていたA氏は知的障害のある成人男性の性的欲求に対して、自己のマジョリティ性に気づいた。そして、「自分らしくいられる」という感覚を得ることを成立条件とした「脱規範・越境的連帯」で、同じ性的な自由を奪われている存在として、知的障害のある成人男性を他人事ではなく自分事として捉え、性的な自由の獲得のために一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって障害者と連帯するに至ったと示唆された。

しかし、本論において残されている課題がある。

本論は、どのような過程でセックスワーカーと知的障害のある成人男性との関係性の構築が生じたのかということまでは踏み込めていない。フォビアの発生や解消、自己のもつ権力性に眼差しを受ける際には、他者との関係性を通してのみ可能となる。そのように考えれば、残された課題として挙げたものは、今後の研究課題として取り組まなければならない。

しかし、本論においては、上記で述べた課題が残されているものの、知的障害のある成人男性との性行為に対して女性セックスワーカーがもつフォビアとその解消について焦点を当て、検討できたことには一定の成果があると考えられる。今後、上記の研究課題についても研究を進め、マイノリティ/マジョリティの二項対立を解消させ、誰もが自分らしくいられる社会とは何かを人びとが思考していける研究を進めていきたい。

【注】

- 1) 女性と性行為をする女性セックスワーカーも存在するだろうが、本論では、男性と性行為をする女性セックスワーカーとする。
- 2) 性行為は、相手との合意に基づくことが不可欠である。女性の告発から逃れることができるならば、性的欲求が満たされてもよいということを述べているのではない。
- 3) ここでは、家父長制という概念によって男性/女性の関係を把握している。
- 4) 成人の健常者に対して、健常者が性行動に関するエチケットを教えるといった学習会が存在することは想像し難い。一方、知的障害のある成人に対して、そういった学習会が存在することは想像できる。そういったことからここでは、健常者の認識において、性をめぐる規範性の欠如と知的障害が分かち難く結びついているということを述べている。

【引用文献】

- 青山薫(2014)「グローバル化とセックスワーク」『社会学評論』65(2)、pp.224-238.
- 荒井裕樹(2020)『障害者差別を問いなおす』, 筑摩書房
- ベッカー,H.(2006[1963])『新装 アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか—』第5刷, 村上直之訳, 新泉社
- 江原由美子(2000)『フェミニズムのパラドックス—一定着による拡散—』, 勁草書房
- ゴッフマン,E.(2020[1959])『行為と演技—日常生活における自己呈示—』第16刷, 石黒毅訳, 誠信書房
- フーコー,M.(1984[1975])『監獄の誕生—監視と処罰—』第8刷, 田村淑訳, 新潮社
- 橋本紀子, 篠原久枝, 田代美江子, 鈴木幸子, 広瀬裕子, 池谷壽夫, 艮香織, 小宮明彦, 渡部真奈美, 茂木輝順, 森岡真梨(2011)「日本の中学校における性教育の現状と課題」『教育学研究室紀要:「教育とジェンダー」研究』9、pp.3-20.
- 春日キスヨ(2001)『介護問題の社会学』, 岩波書店
- 古賀精治, 御手洗沙織(2015)「特別支援学校の性教育における指導内容と児童生徒に期待する姿」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』37、pp.115-128.
- 鯨岡峻(2010)『エピソード記述入門—実践と質的研究のために—』第5版, 東京大学出版会
- ライアン,D.(2011[2007])『監視スタディーズ—「見ること」「見られること」の社会理論』, 田島泰彦・小笠原みどり訳, 岩波書店

- 三重野卓 (1991) 「日常性と非日常性が交差するとき」『現代社会学研究』4、pp.81-102.
- 中里見博 (2007) 「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買—性に関する人権の再定義」『社会科学研究』58(2)、pp.39-69.
- 西原博史 (2013) 「学習指導要領の解釈における教師の裁量権と『不当な支配』—七生養護学校事件を手がかりに—」『早稲田社会科学総合研究』13(3)、pp.41-61.
- 小田亮 (1992) 「ポルノグラフィの誕生—近代の性器的セクシュアリティ—」『国際文化論集』6、pp.55-72.
- 尾崎俊也 (2017) 「男性性実践としての男性の暴力行為—メッサーシュミットの構造化された行為理論によって何が明らかにされ得るか—」『フォーラム現代社会学』16、pp.85-97.
- 篠崎麻利子, 古川宇一 (1993) 「発達障害児の思春期における問題行動の調査研究」『情緒障害教育研究紀要』12、pp.27-34.
- 塩原良和 (2012) 『共に生きる—多民族・多文化社会における対話』, 弘文堂
- 鑓幹八郎 (2010) 『アイデンティティの心理学』第27刷, 講談社現代新書
- 上野千鶴子 (2006) 『女という快楽【新装版】』, 勁草書房
- 山田富秋 (1999) 「エスノメソドロジーから見た『言語問題』」『社会言語科学』2、pp.59-69.
- 柳原良江 (2001) 「男性中心主義と性行為における女性のセクシュアリティ」『生命倫理』11、pp.48-55.
- 矢代龍雄 (2009) 「性にからむ触法行為」橋本和明編『発達障害と思春期・青年期—生きにくさへの理解と支援』, 明石書店、pp.152-168.